

| 児童 | 氏名 | 生年月日 | 施設名 | 新規・継続の別 |
|----|----|--------|-----|---------|
| | | 年 月 日生 | | 新規・継続 |
| | | 年 月 日生 | | 新規・継続 |
| | | 年 月 日生 | | 新規・継続 |

利用者負担額（保育料）算定に伴う世帯状況の申告について

市民税所得割課税額 77,101 円未満で、次の①～⑨の項目に該当する世帯において、教育・保育施設利用者負担額（保育料）の軽減又は、副食費の徴収免除となる場合がありますので、記入し提出してください。軽減措置は、提出日の翌月から適用します。

★利用者負担額（保育料）算定に伴う世帯状況申告書★

(あて先) 桜川市長

年 月 日

申請者 住所 桜川市

氏名

電話

利用者負担額（保育料）の算定に伴い、下記のとおり世帯状況を申告します。尚、算定に当たり、住民基本台帳、課税状況その他必要な事項を閲覧することについて、同意します。

※該当するものにおよび記入してください。

①生活保護世帯である

②ひとり親（母子・父子）家庭である

③身体障害者手帳の交付を受けた者が同居家族にいる（手帳所持者氏名： ）

④療育手帳の交付を受けた者が同居家族にいる（手帳所持者氏名： ）

⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が同居家族にいる
（手帳所持者氏名： ）

⑥特別児童扶養手当の受給者が同居家族にいる（受給者名： ）

⑦障害基礎年金等の受給者が同居家族にいる（受給者名： ）

⑧特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所している児童がいる
（施設名： 児童名： ）

⑨児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している児童がいる
（施設名： 児童名： ）

(注意事項)

- ・該当する項目がある場合のみ、申告書を提出してください。 ※該当書類は裏面記載
- ・申請理由のうち、③～⑤に該当する場合は手帳の写し、②、⑥～⑦に該当する場合は証書の写し、⑧～⑨に該当する場合は在籍証明書を添付してください。
- ・世帯状況等に変更があった場合は、速やかに申し出てください。
- ・保育施設を経由して提出する場合には、封筒に入れ、封をする等の対応をお願いいたします。

【お問合せ先・提出先】桜川市 児童福祉課 保育グループ TEL：0296-75-3156（直通）

<該当書類>

| 世帯状況 | 証明書類 | 担当課(発行元) |
|----------------------------|---|----------------------------------|
| ②ひとり親 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当証書 ・ 医療福祉費受給者証 (マル福) ※父または母のマル福 ・ 国民年金厚生年金保険年金証書 (遺族基礎年金) ・ 年金振込通知書 (遺族基礎年金) | 児童福祉課 国保年金課 年金事務所 年金事務所 |
| ③身体障害者手帳 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の写し ・ 障害児福祉手当 認定通知書 | 社会福祉課 社会福祉課 |
| ④療育手帳 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 療育手帳の写し | 社会福祉課 |
| ⑤精神障害者保健福祉手帳 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者保健福祉手帳 | 社会福祉課 |
| ⑥特別児童扶養手当 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当 認定通知書 ・ 特別児童扶養手当 障害認定通知書 | 茨城県(社会福祉課) 茨城県(社会福祉課) |
| ⑦障害基礎年金等受給 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金厚生年金保険年金証書 (障害基礎年金) ・ 年金振込通知書 (障害基礎年金) | 年金事務所 年金事務所 |
| ⑧特別支援学校幼稚部・ 児童心理治療施設通所部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍証明 | 事業者 |
| ⑨児童発達支援・ 医療型児童発達支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍証明書 ・ 福祉サービス受給者証 (該当頁の写し) ・ 事業者発行の利用証明書の写し ・ 利用契約書の写し | 事象者 社会福祉課 事業者 事業者 |

※上記は参考例です。上記以外にも、世帯状況が確認出来る書類であれば受理します。

証明書類のコピーを貼付してください。 【 の り し ろ 】

<よくある質問>

| | |
|---------------------------|---|
| Q：全員提出するのかわか？ | A：該当する項目がある方のみ提出してください。 |
| Q：過去の分については安くないのか？ | A：申告書の提出があった日の翌月から適用します。 |
| Q：提出すれば、必ず安くなるのか？ | A：市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯が対象です。ご自身の課税額については税の決定通知などを確認してください。 |
| Q：手帳の等級は関係あるか？ | A：等級は関係なく、手帳を所持しているかで判断します。 |
| Q：手帳や手当の申請中だが、該当するか？ | A：手帳等が交付となった後、申告書の提出日の翌月から該当となります。 |
| Q：今月中に窓口に行けません。郵送でも大丈夫か？ | A：郵送での提出も受付しますが、申告書が届いた翌月から適用します。 |
| Q：今までも母子家庭の料金だったが、提出が必要か？ | A：世帯状況が変わっていないことの確認をするため、お手数ですが提出ください。 |